

【ご記入にあたって】土地所有者(共有者)が2名以上のときは、土地所有者全員の署名が必要です。

ドコモ・ファイナンスのフラット35
〈買取型〉 〈保証型〉 共通

地主の承諾書

記入日: 令和 年 月 日

株式会社ドコモ・ファイナンス 御中

土地所有者(共有者)

氏名	(生年月日: 年 月 日)
住所	
電話番号	

1 私は、次表の土地に借地人(共有者) が

- 木造
 準耐火構造
 耐火構造
- の住宅を建築又は購入することを承諾します。

土地の表示 (登記上)	所在地	
	地積	平方メートル (土地の一部を賃貸している場合、上記のうち 平方メートル)

2 私は、次の(1)又は(2)の事項を承諾します(該当する□にレ点を付してください。)

(1) 私が借地人(共有者)の配偶者(※1)又は直系親族(※2)の場合

※1 内縁関係にある者、婚約関係にある者及び同性パートナーを含む。

※2 祖父母、父母、配偶者の父母等をいいます。

1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。
ドコモ・ファイナンスのフラット35ONEをお借入れの場合は、株式会社ドコモ・ファイナンスを第2順位とする抵当権をあわせて設定すること。

(2) (1)以外の場合

貸地等の権利	承諾事項等
<input type="checkbox"/> 賃借権 地上権 地役権	<p>1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定することについて(ドコモ・ファイナンスのフラット35ONEをお借入れの場合は、株式会社ドコモ・ファイナンスを第2順位とする抵当権をあわせて設定することについて)</p> <p><input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません(以下の①及び②の事項については、承諾します。)</p> <p>① 土地に抵当権等の権利(※1)が設定されている場合は、抹消すること。 ※1 借地権に優先する抵当権等の権利を指します。</p> <p>② 借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構(https://www.jhf.go.jp)へ、ドコモ・ファイナンスのフラット35ONEをあわせてお借入れの場合は株式会社ドコモ・ファイナンスにも、連絡すること(※2)。 ※2 借地人が地代を払わなかった場合、住宅金融支援機構(ドコモ・ファイナンスのフラット35ONEについては株式会社ドコモ・ファイナンス)が債権保全上必要と判断したときは、借地人に代わって地代をお支払いします。</p>
<input type="checkbox"/> 使用貸借 (共有を含む。)	1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。また、ドコモ・ファイナンスのフラット35ONEをお借入れの場合は、株式会社ドコモ・ファイナンスを第2順位とする抵当権をあわせて設定すること。

3 ドコモ・ファイナンスのフラット35ONEに関する債権又は抵当権等が代位により、住宅金融支援機構に移転したときは、本承諾書は当該機構に対する承諾書として扱われることを確認し、了解します。

- (注1) 貸地等の場合で、住宅金融支援機構または株式会社ドコモ・ファイナンスのために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。
- (注2) 〈買取型〉建築した建物には、住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定します。ドコモ・ファイナンスのフラット35ONEをお借入れの場合に株式会社ドコモ・ファイナンスを第2順位とする抵当権も設定します。〈保証型〉建築した建物には、株式会社ドコモ・ファイナンスを第1順位とする抵当権を設定します。
- (注3) ドコモ・ファイナンスのフラット35ONEに関して住宅金融支援機構が株式会社ドコモ・ファイナンスに保険金を支払うことがあり、支払った後は当該株式会社ドコモ・ファイナンスに一部代位します。また、代位する際には、当該機構から土地所有者(共有者)に対して通知します。
- (注4) 中古物件取得のための申し込み、又は借換のための申し込みの場合は、「住宅を建築すること」を「住宅を所有すること」に読み替えます。
- (注5) ドコモ・ファイナンスのフラット35(保証型)をお申込みの場合は、2の(1)及び(2)の「住宅金融支援機構」を「株式会社ドコモ・ファイナンス」に読み替えます。